

資料編

1	基本構想	126
2	計画策定の経緯	146
3	第4次総合計画後期基本計画策定機構図	147
4	市民会議名簿	148
5	振興計画審議会名簿	149
6	第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領	150
7	振興計画審議会に関する規則	151
8	豊見城市総合計画策定委員会設置規程	152
9	振興計画審議会への諮問文	154
10	振興計画審議会からの答申文	155

1 基本構想

1 総合計画の意義と構成

1-1 総合計画策定の意義

○ まちの発展と単独市制施行

本市は、肥沃な農地に恵まれた人口 10,000 人弱のおだやかな農村でしたが、本土復帰以降、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により市内各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加し都市として大きく発展してきました。

また、「市制施行」の要件の1つである人口 50,000 人を達成し、平成 14（2002）年4月1日には、単独市制施行を果たしました。

○ 3次にわたる総合計画の策定

本市は、昭和 53（1978）年に最初の総合計画を策定して以来、「緑ゆたかな都市・豊見城」（第1次）「緑ゆたかな近代都市・豊見城」（第2次）「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」（第3次）とこれまでの3次にわたる総合計画においても、いずれも自然や農村を表す「みどり」と「都市」が将来像に織り込まれ、都市とみどりの調和がこれまで市の大きなテーマとなっていました。

○ 社会経済情勢の変化

また、我が国では、近年の世界的な金融危機や様々な構造変化を背景に、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展、地球環境問題への関心の高まりがみられるなど、様々な分野において大きな転換期を迎えており、市民一人ひとりの価値観や生活スタイル、地域の課題や期待も多様化・複雑化してきています。

○ 地方自治体を取り巻く環境の変化

また、「地方主権改革」を軸に地方自治制度の抜本的な改革や「新しい公共^{*1}」に関する議論の高まりがあり、自治体をめぐる環境はさらに変化することが予想されています。

さらに、本県においては、平成 42（2030）年の本県の未来を描く「沖縄21世紀ビジョン」が策定されており、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」を基本理念に新しい本県のビジョンが掲げられています。

○ まちの未来を見据えた総合計画の策定へ

本市においても、これらの社会経済の動きを踏まえ、多様な個性や価値観を持つ市民の力と本島南部広域の要衝としての地の利をこれまで以上に活かしつつ、自らの将来を自らの責任でもって決定し、切り拓いていくことが求められてきます。

このような背景から、平成 22（2010）年度を目標年次とする「第3次総合計画」を検証し、新しい時代の流れや市民の期待、地域の課題などの変化に対応したまちの未来を見据えたまちづくりの指針として「第4次豊見城市総合計画」を策定するものです。

【用語解説】

※1 新しい公共：公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方

1-2 総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

1-3 構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次のとおりです。

基本構想

本市の理念と目指すべき将来像を明らかにし、これを実現するための基本的な施策の大綱を明らかにします。基本構想の期間は、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までのおおむね 10 年間とします。なお、10 年間より長い期間を想定とする記述内容を含む場合があります。

基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、基本的な施策の大綱に基づく施策を体系的に明らかにします。基本計画の計画期間は、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて改定を行なうものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で掲げた施策について、計画的かつ効果的に推進する事業を掲げたものです。実施計画の計画期間は、3年間で、毎年検討・見直しを行います。

2 豊見城市の現状と課題

このような大きな変革のうねりの中で、全く新たな視点から本市の将来像を描くに当たり、社会状況の変化と今後の課題を次のようにまとめます。

(1) 少子・高齢化の流れと本市の人口の推移

我が国では、出生率の低下により少子化が進行し、既に総人口は減少に転じています。一方、高齢化も急速に進み、今世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎え、今世紀半ばには1億人を割り込むと予測されています。少子・高齢化が進むことにより、地域経済を支える労働力の不足とそれに伴う経済活力の低下、地域社会の衰退、社会保障に関する負担の増加など、様々な問題が生じ地

域社会に大きな影響を与えることが予想されます。

本市では、今後も若い世代や子育て世代の流入により人口は増加することが予測されており、当分の間は、15歳未満の年少人口の増加の傾向が継続することが予想されています。しかし、人口構成については、緩やかに高齢化が進行するなど、その構成比は、全国的な少子・高齢化の中で変化していくものと考えられます。

このような変化の中で女性や高齢者などの社会参加をより一層進め、だれもが能力を発揮できる環境づくりや子育て環境の充実を進めるとともに、健康文化のまちづくりや「ユニバーサルデザイン※2」を取り入れた都市空間の形成など長期的な視点に立つまちづくりが求められています。

(2) 市民力を活かし、コミュニティを育むまちづくり

近年、「新しい公共」の担い手としてのNPO法人（特定非営利団体）やボランティアなどの役割が注目され、協働によるまちづくりの取組が広がっている中、地域社会における様々な問題解決のためには、人と人との信頼性やネットワークの形成が大切であり、“ゆいまー”などのいわゆる「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）※3」の充実が求められています。本市においても、市民活動団体やボランティア団体などの活動が活発になりつつあり、市民のまちづくりへの関心は高まっていますが、人口増加や都市化の進行などにより地域コミュニティへの参加意識や帰属意識の希薄化が懸念されています。

また、いわゆる「団塊世代」の定年退職が進み、地域社会に戻ってくることから、その培ってきた知識や経験、技術を活かし、まちづくりの新たな担い手として活躍することが期待されます。本市のまちづくりの中で、こうした世代が活躍できる場や機会の充実が重要になってきます。

特に、市民の独創性や多様性が尊重され、一人ひとりが、地域社会をはじめとする多様なコミュニティと関わりを持ちながら、自分で主体的に判断し、行動に責任を持って自己実現に向かい取り組む「自律」した社会を築き、市民力を活かし、育むことが求められています。

(3) 子育てと教育環境の充実

若い世代が多い本市では、市民アンケートにおいても子育てや教育環境の充実への関心が最も高くなっています。子育て支援については、これからの国の「幼保一体化※4」の動きを踏まえつつ、保育所待機児童の解消や幼稚園の預かり保育※5の拡充、子育て相談の充実など地域における多様な子育て環境を充実させていくことが求められています。

教育環境の整備については、既存の小中学校の耐震化・長寿命化に向けた改修や改築、さらに豊崎地区の新設校や上田小学校の分離校の建設など市立学校の整備が当面の大きな課題となっています。

また、特別の支援を必要とする子どもへの一貫した支援体制の拡充が求められています。

(4) 地域文化の保全・活用

本市には、保栄茂のマチ棒、高安のガンゴー祭、与根・伊良波の綱引きなどの伝統行事をはじめとする豊かな地域文化がある一方、沖縄では珍しい神輿を担ぐ真玉橋フェスティバルやハーリー発祥を題材とした由来まつり、豊見城ハーリー大会など新しい地域文化の創造の動きもあります。

本市では、地域の誇りやアイデンティティの源泉として、これらの地域文化を保全し、振興することが求められています。また、地域資源として学校教育や観光に活用することも課題となってきます。

【用語解説】

※2ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

※3ソーシャル・キャピタル：社会関係資本。人々の協同行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念

※4幼保一体化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図り教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

※5預かり保育：女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間の終了後や夏休みに行う幼稚園が行う教育活動

(5) 安心・安全への関心の高まり

台風、地震、津波などの自然災害、子どもや高齢者を狙った犯罪、食品・商品の安全性を巡る消費生活に関する問題、交通事故の増大など、市民の日常生活の安心・安全がゆらいでいます。

本市は、急速に都市化が進展してきたことから、防災無線の整備、防犯灯や歩道の設置、「地域防犯組織」の育成など安心・安全の環境づくりが依然として課題となっています。

また、複雑・多様化した市民生活に関する問題に対して、市民の生命と財産を守り、地域社会において安心して安全に暮らせるよう、市民、地域、事業者、行政など、それぞれの主体がお互いに連携しながら課題の解決を図る取組が求められています。

(6) 自然との共生と循環型・低炭素社会の動き

地球温暖化、砂漠化、酸性雨など地球規模で深刻化する環境問題に対し、地球環境問題の重要性が広く認識され、次代に自然環境を引き継ぐため、個人、企業を問わずその環境意識はかつてない高まりをみせております。これまでの大量生産、大量消費のライフスタイルから、持続可能な循環型のシステムに変革していくことが求められています。

本市においても、ラムサール条約に登録されている漫湖や饒波川周辺の水辺空間、史跡や丘陵地の緑地など貴重な自然環境をどのように次代に継承していくかが課題となっています。

また、廃棄物の処理や生活排水による水質汚染などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、市民、企業、行政などの地域の主体がそれぞれ責任を持ち、自然と共生する「循環型・低炭素社会^{※6}」の構築に向けた取組を進めることが求められています。

(7) 新たな産業と雇用の創出

本市の産業は、小規模な経営が多く、産業構造や経営環境の変化の影響を大きく受けることから、その経営の安定化が課題となっています。

特に農水産業は、地理的特性や既存の産業基盤を活かした高付加価値型農業や水産業への転換が課題となっており、製造業や流通との連携による「6次産業化^{※7}」が求められています。

新たな産業の創出については、国や県の施策と連携して、本市の地理的特性などを活かした物流などの臨空型産業や健康・ウェルネス産業、観光産業を軸とした取組が求められています。

また、国内外の急激な経済情勢の変化に伴う企業活動や雇用環境への影響など、企業や労働者を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭における家族の役割分担や、仕事と家庭・地域生活の調和がとれる社会環境、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス^{※8}」が強く求められています。

本市においても、こうした変化に対応するため、産業基盤を強化し、新たな産業を創出することを通して、働きやすく暮らしやすい社会づくりを進めることが求められています。

(8) 個人の尊厳と人権が尊重される社会づくり

これまで、人権問題の解決に向けた施策が展開されてきましたが、なお、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する様々な問題が存在しています。

個人の尊厳と人権が尊重され、個性や価値観の違いを認め合う環境をつくり、自分を尊重するとともに、他人を尊重する心を育む取組が大切になります。

また、男女がともに自立した個人として多様な生き方を選べ、互いに対等なパートナーとして社会のあらゆる局面において参画できる社会を実現することが重要となっています。

【用語解説】

※6低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

※76次産業化：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

※8ワーク・ライフ・バランス：人生の各段階において仕事と家庭の調和を図る考え方

(9) 広域連携と有機的都市構造の形成

本市は、これまでの住宅開発を背景とした人口増加による成長社会がやや落ち着きをみせていますが、国道や県道、高速自動車道などが結節する広域的な交通の要衝という立地特性から、今後も商業や物流、観光などの新たな産業の受け皿としての発展が見込まれています。

市民生活においても、通勤、通学、買物などの生活圏は、本市の区域を越えて着実に拡大してきており、自立し活力ある地域社会を形成するには、複数の地域が共同し、又は相互に補完し連携していくことが重要になってきています。

このような変化の中で地域の特性を生かしながら、多様な都市機能がより効果的に発揮できるよう、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた都市空間の形成、都市基盤の質の向上、中心街区を核とした拠点機能の形成や強化、さらに拠点間を結ぶ公共交通の整備など、市内にとどまらず広域的に連携して発展できる新たな都市構造を構築することが求められています。

(10) 地域主権改革の進展に向けた行政経営・地域経営の視点

政権交代により「地方分権改革」は、その装いを新たにして、基礎的自治体（市区町村）に重きをおく「地方主権改革」となりました。この改革では、住民に直接関わる事務は基礎的自治体が担い、担えない事務事業は広域自治体が担い、それらで担えないものを国が担うという、いわゆる「補完性の原理^{※9}」に基づく改革が進められることとなっています。

「新しい公共」に関する議論や地方自治制度の抜本的な改革と相まって、この10年で自治体をめぐる環境は大きく変化することが予想されています。

また、地方自治体の果たすべき役割と責任がより一層大きくなり、自己責任、自己決定がこれまで以上に求められてきます。

本市は、人口増加や社会資本の拡充などを背景に歳入は着実に増加していますが、各種福祉施策の拡充、学校などの公共施設の建替えや耐震化への対応などにより今後とも厳しい財政状況となることが予想されています。

今後とも市民満足度を向上させるために、市民の視点に立ったまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を発揮する行財政運営に努めつつ、限られた地域資源を有効に活用し、持続可能な地域経営に取り組むことが求められています。

【用語解説】

※9補完性の原理：個人で解決できることは個人が解決し、個人で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは行政が解決のための支援を行う考え

3 基本理念と将来像

3-1 コミュニティの「再生」と地域力の「新生」

本市は、急激な発展により多くのみどりを失い、時の経過は人と地域の変え、そして都市の成熟は新たな価値観と方向性を求めています。

私たちは、今後どのような“まちの形”を目指すのでしょうか。誇りと愛着の持てるまちとは、どのようなものなのでしょうか。

総合計画の策定に当たって実施した市民アンケートでも、本市の住みよさは、みどりの豊かさや買物の便利さ、交通の便のよさ、そして子育て環境のよさが挙げられていました。

これからのまちづくりを考えるヒントがその中にあるように思えます。適度に便利な都市機能を備えながら、おらかな生活空間の中で、ゆったりとした時間感覚で生活できるまち、都市でもなく田舎でもない、人間の生活の尺度にあったこの距離感が“とみぐすく”の魅力なのではないでしょうか。

このような“まちの形”をイメージするならば、私たちは、自らが主体的に行動することによって、この“まち”をさらに住みやすく魅力的なものに変えていくことができます。

「現在」は、未来の子孫からの預かりものです。大きく変化する時代の転換点の中にあって、若く様々な将来性を有する本市は、将来に何を残し、何を变えていくのか、そのキーワードが「再生」と「新生」です。

これからも子どもが増え、団塊の世代を中心として高齢化が進む本市にとって、子どもや高齢者が安心・安全で健やかに過ごす上で必要なのが地域コミュニティの「再生」であり、その充実です。

このような課題に対し地域における「つながり力」を強化し、多様な市民や組織のネットワークが、地域の公共的、社会的課題に対し自律的又は協働しながら、地域課題を解決したり、地域の価値を創りだしていく力が「地域力」です。

地域力は、地域課題の解決力やソーシャル・キャピタルを高めつつ、地域文化を保全し振興することで地域への愛着や誇りを高め、地域での新産業や雇用の創出に努めることで醸成されます。その力がとみぐすくの「新生」につながります。

地域で生まれ、地域で育ち、地域に愛着を持ち、地域に貢献する真の「とみぐすくんちゅ」が育まれることを通して、地域コミュニティの「再生」と地域力の「新生」を図ることが、さらなる活力と経済的に自立した豊見城市の原動力につながるものと考えます。

3-2 まちづくりの基本理念

私たちは
時代の大きなうねりにまちが激しく変貌するなかで
まちとみどりの調和を懸命に求めてきました

そしてみどり豊かなまちを目指すなかで
みどりのはかなさ 尊さを深く感じてきました

顧みると とみぐすくの発展を支えてきたのは
つねに地の利 ひとの力でした

今 大きな転換点に立ち
これからのまちの姿を展望するとき

私たちの想い 気概を「自律 活力 共生」に託し
響むまち豊見城の未来を照射する基本理念とします

自律

私たちは、自ら立ち自己実現に向かう自律した市民として、地域に生き、協働することで誇りと愛着のもてる自律したまちを目指します。

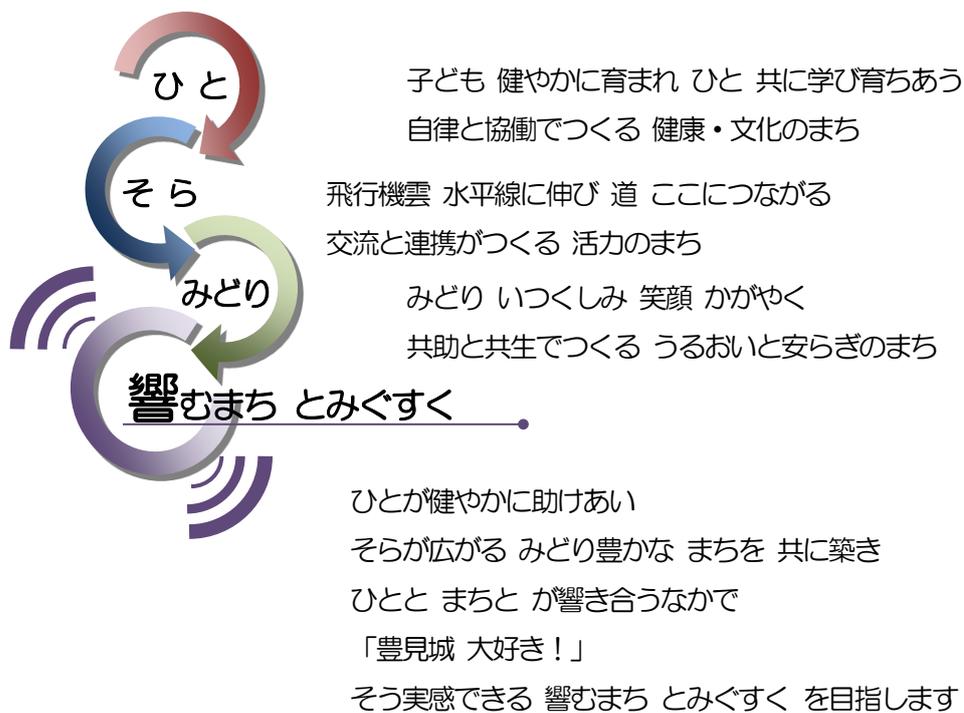
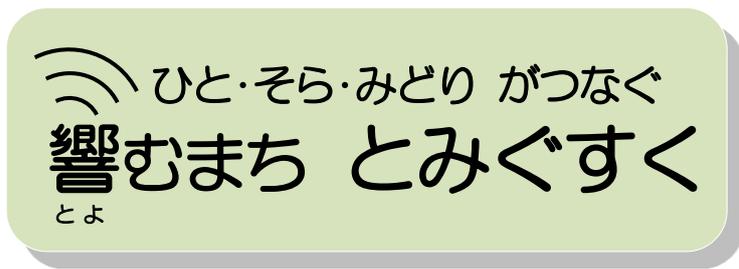
活力

私たちは、沖縄の玄関、南部広域の要衝という地の利を活かし、交流と連携により大きな夢と希望あふれる活力のあるまちを目指します。

共生

私たちは、発展の礎である豊かな自然、歴史文化を大切に思い、ひと・まち・みどりが共生する心地良い暮らしのあるまちを目指します。

3-3 豊見城市の将来像



「響（とよ）む」とは？

鳴り響くの意であり、転じて名高いという意味の古語です。14世紀～15世紀の初めに南山王のいとこ汪応祖（わんおうそ）が漫湖を見下ろす丘陵に城を築き、「とよみ城（ぐすく）」と美称し、それが歴史の中で変化し、市名「豊見城（とみぐすく）」の由来となったとされています。また、汪応祖は日本で初めて龍船（ハーリー）をつくり、漫湖に浮かべたという説もあります。「響（とよ）む」には、歴史に育まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして郷土への愛着が込められています。

4 将来目標人口と都市形成の方向性

4-1 将来目標人口

将来目標人口70,000人



平成 22 (2010) 9月末
住民基本台帳登録人口

57,696 人

本市の現在の総人口は、平成 22 (2010) 年9月末現在の住民基本台帳によると、57,696 人となっており、近年増加傾向にあります。

本計画の目標年次である平成 32 (2020) 年における本市の将来人口を、住民基本台帳における男女・年齢別人口を基準として、人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法、いわゆる「コーホート要因法」を用いて推計すると、約 63,000 人となります。全国的には、少子高齢化による人口減少社会に突入していますが、沖縄県や本市におけるこれまでの人口推移をみると、今後もしばらくは人口の増加が続くものと考えられます。

さらに豊崎地区住宅地形成の進行や豊見城交差点付近の中心市街地としての拠点形成、幹線道路の整備に伴う沿線土地利用の高度化などに加え、企業誘致や産業振興などによる定着人口の増加により人口推計を上回る増加も見込めるものと予想されます。

そこで、本市の将来目標人口は、おおむね「70,000 人」と設定するものとし、今後 10 年間人口増加の傾向が続き、かつ、本市の施策が着実に進捗したケースを想定したときの目標として、また、想定よりも低い人口増加となった場合はより長期的な本市のまちづくりの将来的な目標人口として位置づけます。

4-2 都市形成の方向性

本市の掲げる将来像を実現するためには、優れた自然環境や地理的優位性を次の世代に継承するとともに、計画的に都市を形成していく必要があります。

土地は、現在及び将来における限られた資源であることから、自然環境の保全と公共の福祉の優先を基本として、快適な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図るため、都市形成の方向性として、将来都市構造の方針と土地利用の方針を次のように定めます。

4-2-1 将来都市構造の方針 ～広域連携拠点形成に向けて～

本市の地理的優位性を活かして行政、教育・文化、医療、商工業、観光、物流、居住等の機能の今後の受け皿として、国・県のビジョンと連携しつつ広域的な視点で主体的な分担を担っていきます。その際、自然環境や田園環境の保全、良好な生活環境の創造に留意しつつ、既存機能の高度化や、低・未利用地の活用を推進していきます。

本市の自立性を確立し、住む・働く・遊ぶ・集うなど、様々な都市機能を集積させるとともに、広域的な役割分担が必要な機能については、南部広域地域との連携を視野に入れ、「広域連携拠点」の形成を目指していきます。

そのため、自然や農地を保全しつつ、土地利用の秩序化と効果的・効率的な公共投資を図るコンパクトシティの形成を目指し、3つの市街地において地域特性や役割を踏まえた適切な都市機能の充実・強化を図りつつ、市内の市街地や生活拠点を結ぶ総合的な交通体系や広域的な交通ネットワークの形成を推進することにより、地域特性や機能が相互に補完しあう一体的な都市構造の形成に取り組んでいきます。

(1) 多機能都市構造の形成

本市は、3つの市街地がそれぞれ異なる特色を持った市街地として発展し、連たんする生活圏の形成や幹線道路沿いの商業施設等の集積がみられます。

今後は、市の「中心市街地」となる都市拠点の形成や、日常生活に必要なサービス施設が集積した生活拠点、多様な都市的サービス施設が集積した複合都市拠点、さらには周辺自治体を含めた広域的機能分担による新たな機能の集積拠点などの拠点形成を推進するとともに、その特性や役割に応じ全体バランスに配慮した公共施設配置の再構築や都市機能の集積を図ることで、それぞれが連携・補完しあう多機能都市構造の形成に取り組めます。

(2) 総合的な交通ネットワークの形成

道路網の整備や公共交通機関との連携促進、「LRT^{※10}」などの新公共交通機関の導入検討、安心・安全で快適な歩行者空間の創出など、地球環境に配慮した持続的で快適な交通環境づくりに努めます。

また、本市の将来都市構造を実現するため、道路・交通網の再編を図るなど、各都市拠点間を効率的に結び、周辺自治体との広域連携に資する総合的な交通体系の確立を目指します。

(3) 生活環境（アメニティ）都市の形成

尾根沿いの斜面緑地や河川は、本市の環境軸を形成する重要な骨格であることから保全を図るとともに、市民が身近な場所で自然の豊かさを感じられる空間として整備・活用を検討します。

また、豊見城総合公園や豊崎海浜公園などと連携した緑のネットワークを創出し、将来にわたって都市と農村と自然のバランスのとれた生活環境（アメニティ）都市の形成を目指します。

4-2-2 土地利用の方針 ～均衡ある発展に向けて～

本市はこれまで住・農・工・商や自然が混在しつつ急激に都市化してきたなかで、人の生活環境の質を向上させていくこと、中心市街地の形成や市庁舎も含めた公共施設の配置の再構築などが市の都市形成の核となる重要な課題となっています。

こうした課題を踏まえ本市の将来都市構造の形成に取り組んでいくに当たり、土地利用の方針を目的別の視点ごとに次のように定めます。

【用語解説】

※10LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車

(1) 自然的土地利用の方針

豊見城城址やラムサール条約登録湿地の漫湖を含めた饒波川流域沿いは、人と自然が共生できる環境づくりに努めるとともに、歩くことを楽しめる空間としての水辺環境を創出し、また城址の復元も視野に歴史・文化、環境学習等のシンボリックゾーンとして、国や県との連携・協力の下で整備・活用を目指します。

瀬長島は、那覇市近郊で数少ない自然の海辺環境であることや豊見城発祥の地という伝承・伝説などの豊富な地域資源、さらには空港に隣接するという立地特性を最大限活用した整備・開発・保全に努めます。

その他旧集落にある御嶽^{うたき}やクサティ森など、市民の暮らしと密接に関わってきた集落環境は、郷土の精神的風土を培ってきた地域資源として保全・再生に努めます。

(2) 都市的土地利用の方針

豊見城交差点周辺を、公共・公益サービスや商業、業務機能に加え、快適な都市生活が楽しめる居住機能など、多様な都市機能が集積した中心市街地として、市庁舎の移転や再開発、地区計画^{※11}の導入など長期的な視点での“まちの顔”づくりを行います。

豊崎地区は、中心市街地を補完し、本市の活力と魅力の向上を先導する拠点として、新たな産業や観光、ショッピングなどの複合的な機能を備えた複合都市拠点の形成を図ります。

高層住宅や幹線道路沿いなど高度の人口集積がある生活圏域においては、生活拠点として機能の充実を図り、歩いて暮らせる生活圏の形成を図ります。

また、市街化調整区域^{※12}で市街化区域^{※13}と連たんする人口集中地域（DID）^{※14}や一定の住居の集積が進んだ地域については、既成市街地との調整を図りながら市街化区域への編入を検討し、周辺環境と一体となった生活環境や都市機能の整備に努めていきます。

産業面においては、低・未利用地や幹線道路沿いの高度有効利用など、交通の要衝という本市の最大の優位性を活かした計画的な産業拠点の形成を図るとともに、「観光振興地域」に指定されている西海岸一帯を、「エアウェイ・リゾート」として、観光関連施設の立地を促進し、本市の観光資源を活用した体験型観光のネットワーク化を図ります。

(3) 農業的土地利用の方針

農業は、本市の文化・風土の基盤であることから、農業を都市の魅力を高める多様な都市機能の一つとして捉え、農村と都市住民の交流の促進や農村部の自然環境と都市部の利便性とのバランスのとれた都市と農村の共生を目指します。

農用地区域^{※15}などの優良農地の保全と農業基盤の整備に努め、都市近郊型農業や施設園芸型農業の振興を図ります。また、耕作放棄地^{※16}などの低・未利用地については、農地の流動化に努めるとともに、広域的な視点での土地の高度有効利用を図ります。

【用語解説】

※11 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※12 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

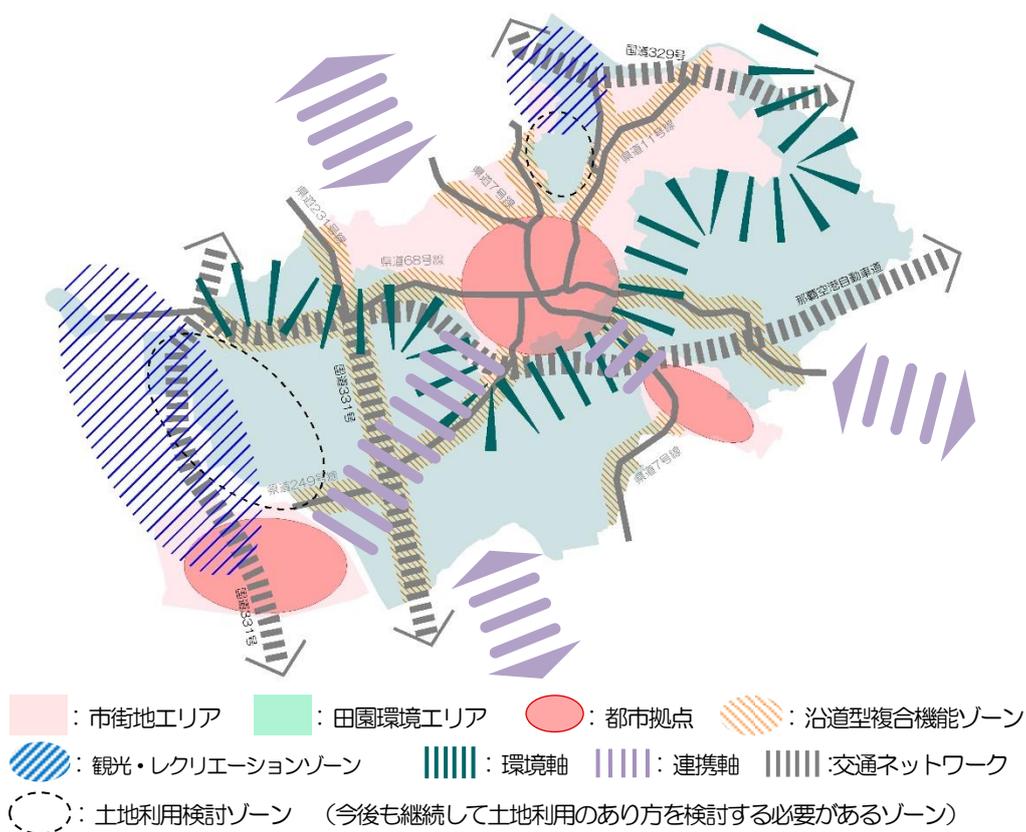
※13 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※14 人口集中地域（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km²以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区

※15 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地

※16 耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、数年の内に作付けする予定がない農地

4-3 将来都市構造



5 施策の体系

1. 協働と交流によるまちづくり

～コミュニティ振興・市民参加
・交流・人権分野～

(1) コミュニティの振興

(2) 協働のまちづくり

(3) 交流の促進

(4) 平等参画社会の形成

(5) 平和行政の推進

2. 子どもが生きる学びと文化 のまちづくり

～教育・子育て・文化振興分野～

(1) 教育の充実

(2) 子育て環境の充実

(3) 地域文化の振興

(4) 生涯学習社会の確立

3. 共助でつくる健康文化と福祉 のまちづくり

～健康・福祉分野～

(1) 健康づくりの推進

(2) 福祉の充実

4. 持続可能な環境と安心・安全 のまちづくり

～環境保全・危機管理分野～

(1) 自然環境の保全と活用

(2) 公害対策と環境衛生

(3) 環境共生のまちづくり

(4) 災害に強いまちづくり

(5) 総合的な危機管理体制の強化

5. 地域特性を活かした産業創造 のまちづくり

～産業分野～

(1) 地域産業の活性化

(2) 新たな産業の創造

(3) 雇用の安定と促進

6. 都市とみどりが調和する まちづくり

～市街地・都市基盤整備分野～

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

7. 計画の推進のために

～行財政改革分野～

(1) 行政運営の工夫

(2) 行財政の進行管理

5-1 協働と交流によるまちづくり

地域コミュニティの希薄化による社会の変貌や、低迷する経済情勢による地域活力の低下は本市においても例外ではなく、今、市民や自治体が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められています。このため、市民の力が地域で発揮できる仕組みをつくり、多様化する地域のニーズに市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら自律した豊見城をつくることを進めていきます。

さらに「再生」と「新生」をキーワードに、地域間交流、世代間交流を推し進めるとともに、平等参画社会の形成に努めることにより、全ての市民がまちづくりに参加できる環境を構築していきます。

また、平和のまちづくりに向け、戦跡の保全と活用に努めるとともに、平和学習や平和交流を通して平和行政を推進します。

(1) コミュニティの振興

地域におけるコミュニティは、市全体の活力や各種施策へ影響を及ぼす重要な基盤となるものです。自治会やNPO法人（非営利団体）などの市民組織の育成や活動支援、相互連携に向けた支援、地域コミュニティの核となる「地域リーダー」を担う人材を発掘・育成することで地域コミュニティの振興を図り、全ての地域・世代の市民が社会的に孤立することなくお互いに支え合う社会をつくっていきます。

(2) 協働のまちづくり

まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の拡大に努め、あらゆる立場や年代の市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整えていきます。また、行政の透明性と公平性を確保することで、市民と行政相互の対等な信頼関係を構築し、それぞれ自ら果たすべき役割を自覚しながら共に協力するまちづくりを推進していきます。

(3) 交流の促進

市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら交流を行うことにより、スポーツ・文化・産業などの様々な分野での相互に有益な地域間交流を実現していきます。さらに交流による人材育成を図り、広い視野でのまちづくりを推進していきます。また、国際化に対する市民意識の高揚や市民活動のグローバル化に対応するため、国際交流の機会を増やすとともに、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、主体的な立場で国際交流を進めていきます。

(4) 平等参画社会の形成

「ノーマライゼーション^{※17}」の考え方の下、人権擁護に関わる啓発と普及活動を進めるとともに、児童虐待や家庭内暴力、セクハラ^{※18}、パワハラ^{※19}などの防止・抑止に向け、学校教育のみならず、社会教育としても取り組んでいきます。また、男女がともに尊重しあい平等に社会生活を営んでいける男女共同参画社会の形成に向けての啓発・教育活動を積極的に取り組んでいきます。

(5) 平和行政の推進

「平和のまちづくり」に向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解を深めるとともに、戦跡を保全し平和学習資源としての活用を図ることを通して平和行政を推進していきます。

【用語解説】

※17 ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※18 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※19 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

5-2 子どもが生きる学びと文化のまちづくり

地域の未来と「子育て」は切り離せるものではなく、次代の豊見城を担う子どもたちを健全に育成していくためには、子育て環境をはじめとして教育環境や教育内容の充実が必要となります。そのため、子ども一人ひとりの個性を最大限に尊重し、発揮できるよう学校・家庭・地域が連携して良好な教育環境、生活環境、社会環境づくりに取り組むとともに、その基盤となる施設の充実を図っていきます。

また、地域に根ざした独自の風土文化を次代に継承し、市民の地域への誇りと愛着を育むとともに、市民自らの誇りを構築することで、豊見城のアイデンティティとなる新しい文化の掘り起こしを推進していきます。

(1) 教育の充実

「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、施設などの改善や充実に取り組みます。また、地域や保護者等との連携により安心・安全で開かれ、信頼される学校づくりを推進していきます。さらに、きめ細やかな特別支援教育の充実を図ります。

(2) 子育て環境の充実

子育てを子どものいる親や家族だけのものにとらえるのではなく、市民が協力して地域の子どもを見守りながら育て、地域で支えあう子育ての支援を推進し、安心と安らぎの中での子育てを地域全体で支援する環境づくりに努めます。また、保育ニーズの多様化や社会状況の変化に柔軟に対応しつつ、障害や発達の違いの有無に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(3) 地域文化の振興

本市の長い歴史の中で育み継承してきた伝統行事をはじめとする豊かな地域文化を守り伝えていくとともに、「グスク」や戦跡などの史跡、文化財の保全と活用に努めていきます。また、地域の誇りやアイデンティティの源泉となるよう、地域に眠る文化を掘り起こし再評価する取組や新しい地域文化の創造の動きを支援します。

(4) 生涯学習社会の確立

全ての市民がいつでも気軽に学び、生涯にわたり新たな知識や技能を習得しながら、自己実現を果たし、生きがいにあふれた生活を送ることができるよう生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めます。

また、青少年の健全育成の環境づくりや放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に向けて、家庭や地域、市民団体などと連携しつつ、学校施設や地域の公民館などを活用し多様な体験や交流機会を提供することを通して、子どもたちが安心・安全かつ健やかに育まれる環境づくりに取り組めます。

5-3 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり

まちの元気を生み出すには、市民が将来にわたって元気であり続けることが大切です。そのため、まず健康であることが前提となることから、生活習慣病^{※20} 予防や介護予防に重点をおき、健康増進のための体制づくりを推進していきます。さらに予防施策を実施することで医療費や社会保障費の抑制を図ります。

誰もが安心して暮らせることは、まちづくりの基本的な条件となります。少子高齢化の波は本市でも例外ではなく、福祉施策の更なる充実を図ります。また、行政のみでは十分な対応が困難な課題については、市民相互の「助け合い」「支え合い」の理念の下「共助」の仕組みづくりを推進していきます。

(1) 健康づくりの推進

長寿社会の中で心身ともに健康で生きがいのある人生を送るため、市民の健康づくりの意識高揚を図るとともに、全ての市民が健康で明るく生活の質を高めながら暮らしていけるよう、ライフステージに応じた各種保健事業を展開しつつ、特に予防施策に重点を置いてその推進に取り組みます。

全ての市民が、身近な地域の中で楽しみながら健康づくりや生きがいづくりが行えるように生涯スポーツやレクリエーションの振興に取り組みます。

(2) 福祉の充実

地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活発にすることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）^{※21}」の配置を通じて、市民・行政・地域組織・事業者などとの連携強化に努め、在宅福祉など多様化する福祉ニーズに対応していきます。

本市では、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの各分野でサービスや情報提供・相談体制の充実に努め、誰もが安心して生活し社会参加できる地域づくりを目指した福祉を積極的に推進します。

また、「ユニバーサルデザイン」などの考え方にに基づき都市整備施策と連携した施策も進めていきます。

【用語解説】

※20 生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患

※21 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：高齢者や障害者、子育て中の親などの見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題解決の支援を行う。地域の福祉力、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などと連携する

5-4 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり

「住んでよかった、これからも住み続けたい」まちの構築のためには、豊かな自然とみどり、きれいな環境を市民一人ひとりが実感することが大切です。良好な環境を維持していくためには地球温暖化に代表される地球規模の環境問題から、悪臭問題等の身近な環境問題まで、常に意識を持って取り組む必要があります。廃棄物の適正処理や発生抑制、環境教育や環境負荷への軽減の取組を進める中で、自然と共生する循環型・低炭素社会の構築に努め、その理念を次代に向けて継承していきます。

安全で安心できる居住環境は、住みよいまちの基本です。地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進するとともに、地域と行政の連携による防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開していきます。

(1) 自然環境の保全と活用

ラムサール条約の登録湿地である漫湖をはじめとする貴重な自然環境については、環境に悪影響を与えないような十分な配慮と、新たな緑化、失われた環境の再生などに努めながら、「ワイズユース(賢明な利用)^{※22}」を図っていきます。

また、自然環境に関する情報提供や環境保全活動に対する支援、自然環境に親しむ場の創出などを通じて、本市の「みどり」を未来へ残す取組を推進していきます。

(2) 公害対策と環境衛生

航空機の離発着による騒音や放送電波の受信障害、畜舎などからの悪臭、河川の水質汚濁などについては、引き続き改善に努めていきます。

また、ごみの量の削減と再資源化を進めるとともに、し尿や生活排水の適正な処理などを通して、快適な居住環境づくりに努めます。ごみの不法投棄に対する啓発・監視活動や市民と連携した美化運動についても継続的に行っていきます。

(3) 環境共生のまちづくり

地球環境問題への対応に向けて、バス利用の促進、低公害車の利用促進、市民や事業者への啓発活動などを通して「低炭素社会」の実現を目指します。また、都市基盤整備におけるコンパクトなまちづくりや緑化の推進を図るとともに、3R^{※23}の促進や公害防止といった地域レベルの活動を促進し、環境負荷を低減するまちづくりに取り組みます。

また、新エネルギーの開発・活用が急速に進んでいる現状を踏まえて、太陽光発電などを中心にクリーンで再生可能な新エネルギーの普及啓発に取り組みます。

(4) 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造の形成や構造物・建造物の整備、避難所や避難路の確保など、地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進していきます。また、庁内の防災体制の充実と他機関との連携、自治防災組織の育成・充実に向けた支援などによる、地域と行政が一体となって取り組む防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開します。

(5) 総合的な危機管理体制の強化

防犯、交通安全、消防・救命救急などの各分野において危機発生時の迅速な対応と未然防止、設備の充実や人材の育成に努めます。また、感染症対策など危機管理の対象とすべき領域が多様化する中、関係機関との連携を図り総合的な危機管理体制を強化していきます。

【用語解説】

※22 ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ人類の利益のために持続的に利用すること

※23 3R リデュース(削減)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)のこと

5-5 地域特性を活かした産業創造のまちづくり

市民が元気に笑顔で住み続けるためには、経済的な活力が欠かせません。多様な地域資源を活かし、農業・水産業・商業・製造業などの既存産業の維持、向上を図ります。また、地理的特性を活かし、国や県の沖縄21世紀ビジョンに基づく「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、観光や物流産業の振興を図るとともに、外部からの産業活力を取り入れ、さらに「農商工連携※24」による内発型産業の発展を促進します。まちのにぎわいは地域の活力となります。新しい産業を興す積極的な起業家を支援するとともに、雇用の促進を図ります。

(1) 地域産業の活性化

本市でこれまで営まれてきた農業・水産業、商業、製造業においては、経営安定や後継者の育成などの支援、各産業間の連携などに取り組むとともに、本市の地理的特性を活かし、国や県の「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、地域特性や本市の強みを活かした地域産業の活性化に努めます。

(2) 新たな産業の創造

観光振興に向け、地域資源の活用や、新たな観光施設の誘致などに努めます。豊崎地区を含む西海岸地域については、「観光振興地域」として「エアウェイ・リゾート」の形成を目指します。また、「農商工連携」や健康・ウェルネスとの連携、「とみぐすくブランド」や体験プログラムの創出、PRの強化に努めます。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、物流、情報通信、環境・エネルギー産業などの誘致や育成を促進します。

(3) 雇用の安定と促進

関係機関と連携した就労支援や、仕事と家庭、地域生活の調和が取れる社会の構築を目指すことを通じ、雇用の安定に努めます。また、地域産業を活性化させる取組や新たな産業創造の取組の中で多様な就労ニーズに応じた起業や雇用機会の創出を図っていきます。

【用語解説】

※24 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

5-6 都市とみどりが調和するまちづくり

明確な土地利用の方針を定め、都市と農地と自然の調和を図ることはまちづくりの基本となります。周辺自治体と連携しながら、地理的優位性、交通の利便性を活かし様々な都市機能の集積拠点となりうる都市づくりを展開します。

また計画的な土地利用の転換を図り、都市機能の適正配置を行うことでバランスの取れた土地利用を進めます。さらに地域の個性や自然環境の調和を配慮した土地利用、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた生活空間の整備を進め、都市とみどりが調和するまちづくりを推進します。

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

これからも快適で暮らしやすい「人と環境にやさしいまち」として持続的な成長を実現していくため、明確な方針とルールに基づいた計画的な土地利用を進めていきます。また、各地域の都市拠点の形成を進めるとともに、「中心市街地」の形成と高度利用の促進を図ることで、さらなるスプロール化の抑制に努めます。

都市拠点においては、公共・公益施設などの都市機能の集積や企業誘致に努め、民間の活力を最大限に活用しつつ、調和のとれたまちづくりを進めていきます。

市街地の整備については、調和のとれた都市景観の保全と創出、安全で環境や人にやさしい住宅地形成や住宅づくりの誘導など、総合的なまちづくりの観点から進めていきます。

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

本市の道路網については、本市の都市構造の方向性に従い、効率的な交通ネットワークの形成に努めます。まちの動脈となる国道や県道などの幹線道路網の充実についてはその促進を国や県に働き掛けるとともに、市道や生活道路のネットワークについては幹線道路との接続やその緊急性などを踏まえ重点的に整備を進めます。

また、交通弱者の増加や利便性向上の必要性を踏まえ、既存の公共交通の維持・充実とともに、新しいタイプの公共交通システムの導入可能性について、周辺自治体や関連機関と連携しながら検討していきます。

公園・緑地や上下水道については、計画的な整備、適切な維持・管理に加え、施設の長寿命化を推進し、快適な住環境の形成に努めます。

5-7 計画の推進のために

市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要となります。地方主権社会では、施策展開には計画と評価が有機的に連動した体制づくりが必要であることから、行政課題の優先順位の明確化を図るとともに、総合的かつ計画的な地域経営を推進します。

また、質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員の能力向上を図り、民間活力の導入や広域連携の活用により、行財政運営の効率化を推進します。

(1) 行政運営の工夫

より効果的・効率的な行政運営を行っていくため、行政事務の効率化に加え、本計画に基づく各施策を確実に進めていくための最適な組織づくりを進めていきます。新庁舎建設に向けた検討も行っていきます。

市民の生活圏の拡大により複雑かつ多様化する行政課題や需要に対応するため、周辺自治体との広域連携を図っていきます。

また、民間活力の活用、独自施策の研究などに継続的に取り組みます。

(2) 行財政の進行管理

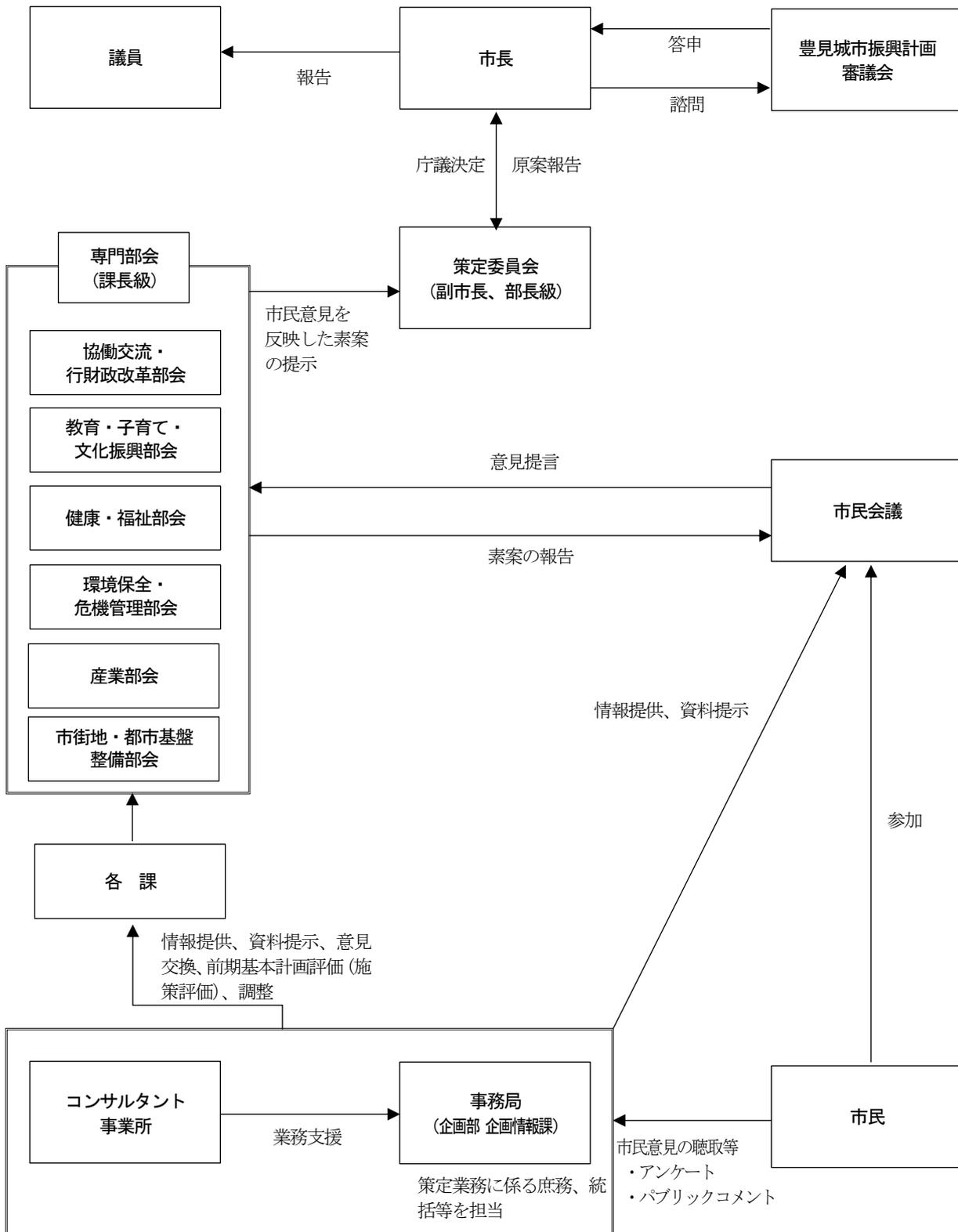
段階的・計画的な公共投資、「選択と集中」の考え方による重点施策の明確化、市民や外部機関の評価を伴う行財政評価の継続的な実施と充実などを通じ、行財政の的確な進行管理を進めていきます。また、独自財源の導入の可能性などについても検討していきます。

地方主権の動きの中、本市の将来像の実現に向けて、「自律」したまちづくりに取り組みます。

2 計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成28年7月5日	第1回策定委員会 ・進め方、作業内容等について
平成28年7月8日	第1回策定専門部会 ・進め方、作業内容等について ・前期基本計画点検シートの配布について
平成28年8月9日 ～8月27日	市民アンケート調査の実施 ・配布数：2,000件 ・有効回収数：401件（有効回収率20.1%）
平成28年8月8日 ～28日（8日）	各課ヒアリング実施
平成28年9月15日	第1回市民会議 ・後期基本計画策定に向けた取り組みについて
平成28年10月1日	第2回市民会議 ・基礎調査結果の報告 ・第1部についての意見交換
平成28年10月11日	第3回市民会議 ・第2・3部についての意見交換
平成28年10月14日	第4回市民会議 ・第4・5部についての意見交換
平成28年10月21日	第5回市民会議 ・第6・7部についての意見交換
平成28年11月2日	第6回市民会議 ・全体に関する意見交換及び「市民会議提言書（案）」について
平成28年11月21日	第1回振興計画審議会 ・諮問 ・基礎調査結果、市民会議提言書等の確認
平成28年12月1日	第2回策定専門部会 ・基礎調査結果、市民会議提言書等の確認 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成28年12月16日	第3回策定専門部会 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成28年12月20日	第4回策定専門部会 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成29年1月17日	第2回策定委員会 ・施策点検結果等の報告、後期基本計画素案の審議
平成29年1月27日	第3回策定委員会 ・後期基本計画素案の審議
平成29年2月10日 ～2月24日	パブリックコメントの実施
平成29年2月13日 ・16日	議員説明会の開催
平成29年2月17日	第2回振興計画審議会 ・後期基本計画案の審議
平成29年3月1日	第3回振興計画審議会 ・後期基本計画案の審議
平成29年3月8日	振興計画審議会からの答申

3 第4次総合計画後期基本計画策定機構図



4 市民会議名簿

敬称略

No.	氏 名	所 属	備 考
1	おおしろ さとる 大城 智	市職員	第4次総合計画（基本構想、前期基本計画） 市民会議会員
2	ほかま たかし 外間 喬	市子ども会育成連絡協議会 会長	第4次総合計画（基本構想、前期基本計画） 市民会議会員
3	ちねん しげゆき 知念 茂之	市商工会青年部 部長	
4	あだにや こうへい 安谷屋 耕平	市青年連合会 副会長（市職員）	
5	おおしろ たける 大城 猛	J A豊見城支店	
6	あげな まさあき 安慶名 雅明	FMとよみ 代表取締役	第4次総合計画（基本構想、前期基本計画） 市民会議会員
7	しまぶくろ ゆきのぶ 島袋 幸暢	市職員	
8	まえだ たかし 前田 卓志	会社員	
9	うえはら まさえ 上原 正枝	主婦	平成28年度市民団体 活動支援事業決定団体 代表者 （読み聞かせの会 あ かばな一）
10	めい じゅりあ 明 珠理亜	那覇看護専門学校	地域を元気にする「と みぐすくんちゅ」 発掘・育成研修受講生

5 振興計画審議会名簿

敬称略

No.	氏名	所属	備考
1	おおしろ たもつ 大城 保	沖縄国際大学 名誉教授	委員長
2	しまだ かつや 島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員	副委員長
3	かんだ たけし 神田 豪	豊見城市都市計画審議委員	
4	ざやす せいいち 座安 清一	豊見城市社会福祉協議会 会長	
5	たまき よしてつ 玉城 善哲	豊見城市自治会長会 会長	
6	あさと きょうこ 安里 京子	豊見城市婦人連合会 会長	
7	とうめ まさる 当銘 優	豊見城市商工会 会長	
8	ぎぼ ゆきひこ 宜保 行彦	JAおきなわ 豊見城支店長	
9	おおしろ つとむ 大城 勤	豊見城市観光協会 会長	
10	そけい たかこ 惣慶 貴子	認定キャリア教育コーディネーター	

6 第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領

第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 第4次豊見城市総合計画基本構想に基づき、実施する具体的な施策を示す第4次豊見城市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するにあたり、市民の参画と協働により多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するべく、多くの市民の意見を計画に反映するため豊見城市市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 市民会議は、後期基本計画の策定について市民視点での議論を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、会員10名以内で構成する。

2 市民会議会員は、知識経験を有するもの、まちづくりに関心のある市民のうちから公募等により市長が認定する。

(座長及び副座長)

第4条 市民会議に、座長及び副座長を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、必要に応じ市民会議を招集し、座長として会議を進行する。

(事務局)

第6条 市民会議の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日より適用する。

7 振興計画審議会に関する規則

豊見城市振興計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市振興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、振興計画及び国土利用計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第22号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月23日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊見城市振興計画審議会規則等の規定は、平成28年4月1日から適用する。

8 豊見城市総合計画策定委員会設置規程

○豊見城市総合計画策定委員会設置規程

平成16年12月28日訓令第23号

改正

平成18年6月30日訓令第21号

平成18年12月6日訓令第28号

平成20年3月31日訓令第1号

平成21年3月31日訓令第13号

平成26年3月28日訓令第5号

豊見城市総合計画策定委員会設置規程

豊見城市総合計画策定委員会設置規程（平成11年豊見城村訓令第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 豊見城市の総合計画を策定するため、豊見城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- （1）基本構想及び基本計画に関すること。
- （2）その他総合計画策定について必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長 市民健康部長 福祉部長 都市計画部長 経済建設部長 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 消防長 議会事務局長

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議に必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月28日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日訓令第21号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月6日訓令第28号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

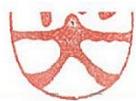
附 則 (平成21年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

9 振興計画審議会への諮問文



豊企企第 450 号
平成 28 年 11 月 21 日

豊見城市振興計画審議会
委員長 大城 保 殿

豊見城市長 宜保 晴毅



諮 問

豊見城市振興計画審議会規則第 2 条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

第 4 次豊見城市総合計画後期基本計画の策定について

以上

10 振興計画審議会からの答申文



豊 振 審 第 1 号
平成 29 年 3 月 8 日

豊見城市長 宜保晴毅 殿

豊見城市振興計画審議会
委員長 大城 保



第4次豊見城市総合計画後期基本計画について（答申）

平成 28 年 11 月 21 日付、豊企企第 450 号により諮問のあった「第 4 次豊見城市総合計画後期基本計画の策定について」を、慎重に審議した結果別添のとおり結論を得たので答申します。

なお、後期基本計画の施策を展開するにあたっては、第 4 次豊見城市総合計画基本構想に掲げる将来像「ひと・そら・みどりがつなぐ“響む”まち とみぐすく」の実現に向け、特に「ひとづくりや地域づくり」を推進し、さらにはまちづくりに関わる「多様な主体を繋げ」、コミュニティの「再生」や地域力の「新生」に取り組まれるよう要望します。